

屋外広告物 クリーンキャンペーン

県内
一斉

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

※期間中、屋外広告物適正管理について調査・問合せを行います

その屋外広告物！
ルールを
守っていますか？



屋外広告物を掲出するには、許可が必要な場合があります。エリアによって、掲出できる広告物の大きさや高さに基準を設けて、規制しています。必要な許可を得ていない場合は滋賀県屋外広告物条例違反となります。

屋外に広告物を掲出される場合は、建設・下水道課へご相談ください。

また、掲出されている企業におかれましては、定期的に 汚れ、サビ、破損、部品の欠落、照明装置の不点灯等の危険サインをチェックし、適切な処置を行い、安全管理をお願いします。



問い合わせ先：愛荘町役場 建設・下水道課

電話：0749-37-8052